

経営規模等評価申請 及び総合評定値請求 に関する説明書

(令和7年7月1日の制度改正に係る再審査申立用)

令和7年度

千葉県

注 意 事 項

この説明書は、令和 7 年 7 月 1 日に施行される経営事項審査制度の改正に伴い、再審査の申し立てを行う方に適用されます。

この説明書は、改訂又は廃止される場合があります(関係法令の改正があった場合等)。したがって、再審査申立等を行う方は、事前に必ず最新の情報(千葉県ホームページに掲載)を確認してください。
(<https://www.pref.chiba.lg.jp/nyuu-kei/kensetsukouji/keieijikou/index.html>)

目 次

令和 7 年 7 月の経営事項審査制度の改正について	2
第 1 審査基準改正に伴う再審査の実施	
1 再審査の実施	3
第 2 経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求の方法	
1 経営規模等評価再審査申立方法	4
2 手数料及び納入方法	4
3 経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求に必要な書類	5
4 申請書類の作成方法	7
記載例等	8
第 3 参考	
1 建設業関連法令等(抜粋)	12

令和 7 年 7 月の経営事項審査制度の改正について

令和 7 年 7 月の経営事項審査基準の改正に伴う、経営事項審査制度に係る変更点は以下のとおりです。

1. 自己資本の取り扱いの変更に関して

審査基準日を令和 7 年 3 月 31 日以降とする単独決算による申請から資本性借入金について、自己資本とみなして評価することができるものとします。

経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（20001 帳票）項番 17 自己資本額の計算基準区分で「2」（2 期平均）を選択し、自己資本額に資本性借入金の金額を含める場合は、以下の書類が必要になります。

- ・公認会計士・税理士等による「資本性借入金」該当証明書
- ・基準決算の直前の審査基準日の貸借対照表

資本性借入金に係る申請方法等については、以下をご覧ください。

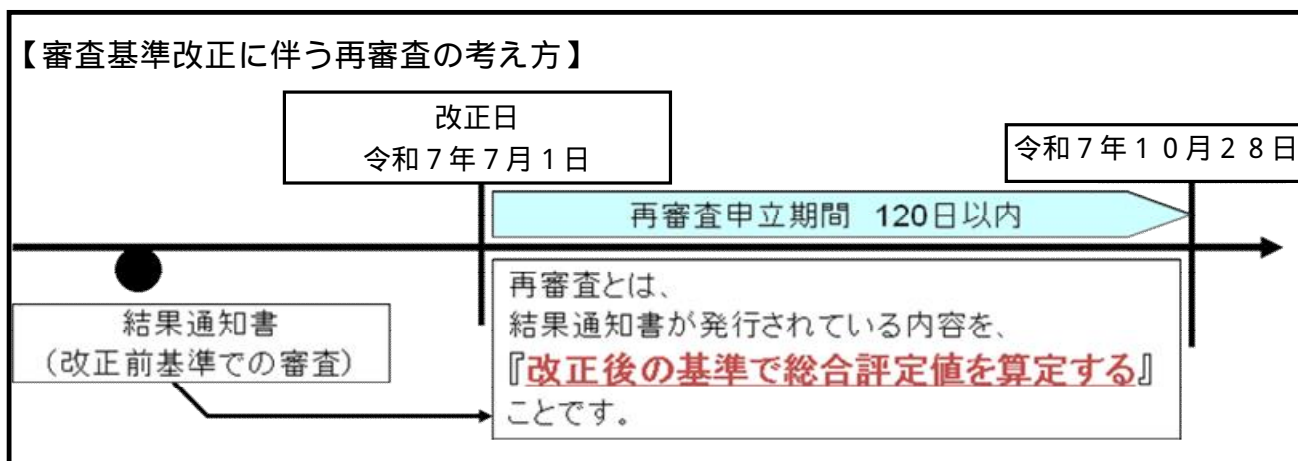
（URL）千葉県ホームページ

（<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/keiejikou/chiji/keisinkaiseir7.html>）

第1 審査基準改正に伴う再審査の実施

1 再審査の実施

経営事項審査の基準が改正されたため、当該改正前の評価方法に基づく審査の結果の通知を受けた者は、当該改正の日である令和7年7月1日から120日以内に限り、再審査（当該改正に係る事項についての再審査に限る。）を申し立てることができます。



2 再審査の注意事項

- ・再審査はあくまでも、結果通知書が発行されている旧基準における総合評定値を新基準にて算定することになるため、改正による変更点以外は当初申請の内容を変更することができません。
- ・再審査は当初申請の審査基準日時点での審査となります。
- ・結果通知書発行時点で、経営事項審査の有効期限が切れる審査基準日の再審査はできません。
- ・既に改正後の基準で受審済みの場合、再審査はできません。
例：基準日が令和7年3月末だが、令和7年7月に改正後の基準で受審済み。

第2 経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求の方法

1 経営規模等評価再審査申請方法

(1) 申請方法 郵送・電子

郵送先 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
千葉県庁建設・不動産課 入札契約室 宛て

(2) 申請期限

令和7年7月1日から令和7年10月28日

(3) 結果通知書発送までのスケジュール

通常の申請と同様のスケジュールとなります。

(4) 留意事項

- ・補正等があった場合には、後日ファックス等にてご連絡します。
- ・申請にあたり、原本提出とされている書類以外（提示書類等）は、写し（コピー等）を提出してください。
- （審査後、受付印を押印した申請書の副本のみ返却します。それ以外の確認書類については返却しません。）
次回申請時は再審査時の副本に加え、当初申請で提出した様式第4号、様式第5号、建設機械一覧表の副本の写しも提出してください。
- ・受付が完了した副本（申請者控え）等の返却書類は、後日、県から送付しますので、副本返送用の封筒等を同封してください。
- ・補正の提出が遅れた場合や、申請時期が集中してしまった場合などは、審査ができなかったり、結果通知書の発送日が変更になることがあります。

2 手数料及び納入方法

経営規模等評価再審査に係る手数料は**無料**です。

総合評定値通知に係る手数料については、「総合評定値通知手数料減免申請書」を提出する**ことにより無料**となります。

総合評定値通知手数料減免申請書の様式は、千葉県ホームページに掲載しています。

(<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/keieijikou/chiji/tebiki.html>)

記載例は本説明書11頁を参照

3 経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求に必要な書類 (千葉県知事許可業者)

再審査の必要書類は以下のとおりです。

【提出書類】

- **申請書(正副2部作成)**
 - ・ 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書(20001帳票)
 - ・ 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高(20002帳票)
 - ・ その他の審査項目(社会性等)(20004帳票)
 - ・ 技術職員名簿(20005帳票)
 - ・ 経営規模等評価申請等提出票(県独自様式)
様式第4号、第5号、建設機械の保有状況一覧表は提出不要です。
- **当初申請時における経営状況分析結果通知書の写し(1部)**
- **総合評定値通知手数料減免申請書(1部)**
 - 千葉県ホームページ「経営事項審査の説明書・様式ダウンロード」のページよりダウンロードできます。
 - この申請書の提出がない場合、総合評定値通知手数料を県証紙にて納付することとなります。
- 行政書士等への委任状・行政書士証票及び結果通知書返送用封筒(1部)・・・行政書士等へ委任を行った場合のみ。

返信用封筒(切手不要)

【提示書類】(【原本】以外は写し)

- **改正前の基準で受審した経営事項審査に係る申請書類等**
 - ・ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（結果通知書）
 - ・ 経営事項審査申請書の副本・・・千葉県建設・不動産課の受付印があるもの。
（電子申請を除く）
- **改正後の基準で再審査した場合、変更（加点）となる項目があった場合の書類等**

自己資本の取り扱いの変更に關して

必須 提出		経営状況分析結果通知書【原本】	
選択 提示		公認会計士・税理士等による「資本性借入金」該当証明書	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（20001 帳票）項番 17 自己資本額の計算基準区分で「2」（2期平均）を選択し、自己資本額に資本性借入金の金額を含める場合に必要。
選択 提示		基準決算の直前の審査基準日の貸借対照表	

4 申請書類の作成方法

申請書の記載は、以下の ~ 以外の項目については「改正前の基準で受審した経営事項審査申請書の副本」より申請事項を転記してください。

特に以下については当初申請時と記載方法が異なりますので、作成にあたり注意してください。

「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」(20001帳票)

本説明書8頁参照。

(1枚目)

・表題部分

「経営規模等評価申請書」の項目に**取り消し線**を記入します。

・申請項目

「建設業法第27条の26第1項の規定により、経営規模等評価の申請をします。」の項目に**取り消し線**を記入します。

・申請等の区分

☐ ☒ 申請の区分に、経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求を表す「4」を記入します。

(2枚目)

・自己資本の取り扱いの変更にに関して

項番17 自己資本額に資本性借入金の金額を含めて記載する。

・審査結果の通知番号

当初申請における結果通知書の右上に記載してある「**行政庁記入欄**」の番号を記入します。

・審査結果通知日

当初申請における**結果通知書の発行年月日**を記入します。

・再審査を求める事項

「**令和7年7月1日施行の改正に係る事項**」と記入します。

・再審査を求める理由

「**制度改正のため**」と記入します。

「経営規模等評価申請等提出票」

申請書類とあわせて必ず提出してください。

本説明書10頁参照。

様式第二十五号の十一の記載例

改正に係る項目以外は全て改正前の基準で受審した経営事項審査申請書の副本より申請事項を転記してください。

該当しないものを二重線で消す。

経営規模等評価申請書

経営規模等評価再審査申立書

総合評定値請求書

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

代理人

千葉県中央区出洲港1-1-1
行政書士 下 総 大 地

千葉県中央区市場町1-1
経営建設工業 株式会社
代表取締役 経 審 太 郎

（用紙A4）
20001

行政書士が代理申請するときは、こちらに記入の上、適宜押印してください。（押印の要否は行政書士法に従ってください。）なお、申請者の押印は不要です。
令和〇〇年〇〇月〇〇日

記名をお忘れなく！

この枠内は記入しない。

地方整備局長
北海道開発局長
千葉県 知 事 殿

申請者

行政庁側記入欄

項 番

請求年月日

土木事務所コード 整理番号

申請年月日

申請時番号

大臣コード

国土交通大臣許可（特-23）第

許可年月日

許可時番号

大臣コード

国土交通大臣許可（特-）第

許可年月日

審査基準日

申請等の区分

処理の区分

資本金額又は出資総額

商号又は名称のフリガナ

商号又は名称

代表者又は個人の氏名のフリガナ

代表者又は個人の氏名

主たる営業所の所在地市区町村コード

主たる営業所の所在地

郵便番号

電話番号

土建大左と石屋電管タ鋼筋ほしゅ板ガ塗防内機絶通囲井具水消清解

許可を受けている建設業

経営規模等評価等対象建設業

（1.一般）
（2.特定）

再審査の場合は、'4'を記入。

申請時点での許可番号及び許可年月日を記入。

申請時点での商号名称、代表者及び所在地を記入。

8

項番 1 7 3 5 10 15

自己資本額 1 7 3 5 10 15 (千円) 2 (1.基準決算) (2.2期平均)

審査対象

基準決算 1 2 3 (千円)

直前の審査基準 3 4 5 6 (千円)

資本性借入金を含めた金額を記入

利益額 (2期平均) 1 8 3 5 10 15 (千円) 1 6 2 (千円) 利益額(利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
営業利益 1 2 3 (千円)	営業利益 7 8 9 (千円)
減価償却実施額 1 2 4 5 (千円)	減価償却実施額 2 5 6 (千円)

技術職員数 1 9 3 5 3 (人)

登録経営状況番号 2 0 3 5 0 0 0 0 0 0 経営状況分析を受けた機関の名称

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目(社会性等)については別紙三による。

通知番号は、結果通知書の「行政庁記入欄」の数値を記入。

結果通知書の発行年月日(知事印の上に記載されている日付)を記入。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者は、次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 01-00001 号	令和7年 7月 15日
再審査を求める事項	再審査を求める理由
令和7年7月1日施行の改正に係る事項	制度改正のため

再審査を求める事項は、「令和7年7月1日施行の改正に係る事項」と記入。

再審査を求める理由は、「制度改正のため」と記入。

連絡先

所属等

ファックス番号

氏名

電話番号

経営規模等評価申請等提出票の記載例

記載例

経営規模等評価申請等提出票

申請等の区分 (該当するものに○印)	
	経営規模等評価申請及び総合評定値請求
	経営規模等評価申請
	総合評定値請求
○を記入 すること。	経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求
	経営規模等評価再審査申立
	☒ 経営規模等評価再審査申立（制度改正）及び総合評定値請求
	経営規模等評価再審査申立（制度改正）

許可番号 (「国土交通大臣・千葉県知事」については、不要のものを消すこと)	国土交通大臣 千葉県知事 許可 第 ○○○○○○ 号
商号又は名称	○○○(株)
審査基準日	令和○○年○○月○○日

経営規模等 評価等対象 建設業 (該当するものに○印)	☒ 土木	建築	大工	左官	とび・土工	石	屋根	電気	管	タイル・れんが・ブロック
	鋼構造物	鉄筋	☒ 塗装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置
	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体	

完成工事高積上の有無 (該当するものに○印)	☒ 有	無
---------------------------	------------------------------------	---

行政庁側記入欄	
事務所	整理番号
□□ — □□□□□□	
(旧) □□ — □□□□□□	
(受付) □□ 年 □□ 月 □□ 日	

受付印

総合評定値通知手数料減免申請書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者

(商号) 経審建設工業(株)

押印は不要
です！

(代表者職氏名) 代表取締役 経審 太郎

使用料及び手数料条例第5条第3項の規定により、次のとおり総合評定値通知手数料を免除されますよう申請いたします。

1 総合評定値通知手数料の額

経審を申請する
業種数を記入

四百円と二百円に通知に係る建設業の種類数(4 種類) を乗じて得た額との合計額

合計 1,200 円

2 免除申請額

1,200 円

記載する金額は、以下の計算方法により
算出する。
 $400円 + (申請業種数 \times 200円)$

3 理 由

令和7年7月1日の制度改正に係る経営規模等評価再審査申立に伴い、再度同一の審査基準日に係る総合評定値請求を行うため。

第3 参考

1 建設業関連法令等（抜粋）

法：建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）

省令：建設業法施行規則（昭和24年7月28日建設省令第14号）

（1）経営規模等評価再審査

法第27条の27（経営規模等評価の結果の通知）

国土交通大臣又は都道府県知事は、経営規模等評価を行つたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該経営規模等評価の申請をした建設業者に対して、当該経営規模等評価の結果に係る数値を通知しなければならない。

法第27条の28（再審査の申立）

経営規模等評価の結果について異議のある建設業者は、当該経営規模等評価を行つた国土交通大臣又は都道府県知事に対して、再審査を申し立てることができる。

省令第20条（再審査の申立て）

法第27条の28に規定する再審査（以下「再審査」という。）の申立ては、法第27条の27の規定による審査の結果の通知を受けた日から30日以内にしなければならない。

2 法第27条の23第3項の経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る。）が改正された場合において、当該改正前の評価方法に基づく法第27条の27の規定による審査の結果の通知を受けた者は、前項の規定にかかわらず、当該改正の日から120日以内に限り、再審査（当該改正に係る事項についての再審査に限る。）を申し立てることができる。

3 再審査の申立ては、別記様式第25号の11による申立書を経営規模等評価を行つた国土交通大臣又は都道府県知事に提出してしなければならない。

4 第2項の規定による再審査の申立てにおいては、前項の申立書に、再審査のために必要な書類を添付するものとする。

5 第2項の規定により再審査の申立てをする場合において提出する第3項の申立書及びその添付書類は、同項の規定にかかわらず、国土交通大臣の許可を受けた者にあつては国土交通大臣に、都道府県知事の許可を受けた者にあつては当該都道府県知事に提出しなければならない。

経営規模等評価申請及び総合評定値請求に関する説明書
(令和 7 年 7 月 1 日の制度改正に係る再審査申立用)

千葉県 県土整備部建設・不動産課 入札契約室

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1

電話 043-223-3113

FAX 043-223-1650

Eメール kenhu3@mz.pref.chiba.lg.jp

千葉県ホームページ <https://www.pref.chiba.lg.jp/>
